



シンガポール: 株主総会等の開催方法代替措置に関する最新情報 (新型コロナウイルス感染症関連) (2020年4月15日時点)

執筆者: 山中 政人、吉本 智郎

1. はじめに

1.1 新型コロナウイルス感染拡大及びいわゆるロックダウンに類似するサーキット・ブレーカー措置の導入によって株主総会などの会議の物理的開催が困難になる中で、シンガポール会計企業庁 (Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore、以下「ACRA」という。) 及びシンガポール取引所レギュレーション (Singapore Exchange Regulation、以下「SGX Regco」という。) は、2020年4月7日、定時株主総会の開催及び年次報告書の提出の期限に関する延長措置を発表しました。また、シンガポール政府は、「COVID-19(暫定措置)法 2020(2020年法律第14号) (COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 (Act 14 of 2020))」(以下「暫定措置法」という。) に基づき、法定の会議の実施方法に関する暫定的な代替措置を導入しました。

これらの詳細については、発行済みの弊所アジアニューズレター「[シンガポール: 年次株主総会に関連する措置に関する最新情報\(2020年4月9日時点\)](#)」をご参照下さい。

1.2 これを受け、2020年4月13日、2020年3月27日に遡って施行される「COVID-19(暫定措置)(会社、企業、変動資本会社、ビジネス・トラスト、ユニット・トラスト及び社債権者における会議の代替措置)命令 2020 (COVID-19 (Temporary Measures) (Alternative Arrangements for Meetings for Companies, Variable Capital Companies, Business Trusts, Unit Trusts, and Debenture Holders) Order 2020)」(以下「会議代替措置命令」という。) が制定され、株主総会等の実施方法に関する具体的な代替措置が規定されています。

1.3 本アップデートでは、会議代替措置命令に基づく株主総会の実施方法に関する代替措置の主要な内容をご紹介します。なお、会議代替措置命令では、変動資本会社 (variable capital companies)、ビジネス・トラスト、ユニット・トラスト及び社債権者

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

のための株主総会等の会議に関する代替措置も規定しておりますが、下記では通常の会社における制度のみを紹介しており、網羅的なものではないことにご留意下さい。

2. 株主総会実施方法の代替措置

- 2.1 会議代替措置命令においては、管理期間¹中に開催、実施若しくは延期され、又は管理期間終了後 30 日以内に開催、実施、若しくは延期された(ただし、管理期間中に招集通知が送付された場合に限る。)会社の定時株主総会²に関する代替措置を定めています。当該代替措置を遵守する限り、法律又は定款に定められた規制を遵守しているものとみなされます。
- 2.2 これらの代替措置は義務的なものではなく、会社にとっての選択肢を提示するものとの位置付けになります。すなわち、暫定措置法等に基づいて義務付けられる行動規制や安全距離(safe distancing)規制に違反しない形で株主総会を開催することが可能である場合には、現行の法律の定めに従ってこれを開催することを妨げるものではありません。他方、それが困難であり、かつ会議代替措置命令に定められた代替措置に従って開催することもできない株主総会については、延期するほかないと思われまます。
- 2.3 株主総会に関する主要な代替措置は、以下表の通りです。

番号	項目	代替措置
1.	株主総会の招集、開催又は実施	<p>会社は、株主総会の全部又は一部について、電子的手段(電子コミュニケーション、ビデオ会議、テレビ会議その他の電子的手段等)によって招集、開催又は実施することができる。³</p> <p>上場会社の場合は、当該株主総会実施後 1 か月以内に、その議事録を SGXNET 及び当該上場会社のウェブサイトに掲載する必要がある。</p>
2.	株主総会への出席	<p>会社は、株主に対して音声通信及び音声・映像通信の両方へのアクセスが提供されている場合に限り、当該株主につき、電子的手段によってのみ株主総会に出席できるものとする事ができる。</p>
3.	株主総会において意見を述べ、又は表明を読み上げを要求する権利	<p>会社は、下欄 4.に定める電子的手段によってのみ、株主総会において意見を述べる事ができるものとする事ができる。</p> <p>また、電子的手段により、株主総会において表明を読み上げることができる。</p>

¹ 「管理期間」とは、以下のいずれかに基づく管理措置が有効である期間を意味します。すなわち、これらに基づいて人々の行動規制が導入されている 2020 年 3 月 27 日から 2020 年 5 月 4 日までですが、延長される可能性があります。

(a) 「COVID-19(暫定措置)(管理命令)に関する 2020 年規制(G.N. No. S 254/2020) (COVID-19 (Temporary Measures) (Control Order) Regulations 2020 (G.N. No. S 254/2020))」

(b) 「感染症(COVID-19 拡大防止策)規制(G.N. No. S 185/2020) (Infectious Diseases (Measures to Prevent Spread of COVID-19) Regulations 2020 (G.N. No. S 185/2020))」

² 但し、高等裁判所の命令に基づいて開催されるスキームオブアレンジメントに関する株主総会については、会議代替措置命令の対象外となります。

³ この方法によって株主総会を開催する会社は、株主に対して負担を求めずに行わなければなりません。

番号	項目	代替措置
4.	株主総会の決議について発言する権利	<p>会社は、株主に対し、当該株主総会において質問しようとする事項につき、事前に、議長に対して郵便又は電子メールにより送付するように求めることができる。</p> <p>当該質問が重要であり、かつ当該株主総会に先立って合理的な期間内に送付された場合には、株主総会において、又はその前に、電子的手段により回答がなされなければならない。</p>
5.	株主総会での定足数	<p>定足数は、株主 2 名(定款等により認められる場合は 1 名)が物理的又は電子的に出席することで満たされる。</p> <p>以下の全てを満たす場合、株主は、株主総会に電子的に出席したものとされる。</p> <p>(a) 上欄 2.に定める方法によって株主総会に出席すること (b) 株式名簿管理人が、(a)について確認すること (c) 株主総会に出席していることにつき、議長が電子的手段により確認すること</p>
6.	株主総会での投票	<p>会社は、株主に対し、株主総会招集通知に記載された住所又はメールアドレス宛に委任状を郵送又は電子メールで提出することによって株主総会の議長をその代理人として任命するように求めることができる。その場合、株主は、議長を代理人として選任する方法でしか投票をすることができない。</p> <p>株主が、2020 年 4 月 13 日以前に、議長以外の者を代理人として任命する委任状を提出していた場合、当該委任状は、以下のいずれも満たす場合には、当該株主総会の議長を代理人に指名するものとして取り扱うことができる。</p> <p>(a) 当該株主が、各議題ごとの投票内容(賛否)について明示していること (b) 当該株主が、当該委任を撤回する機会を与えられるも、その任命を撤回していないこと</p>
7.	株主総会での必要書類の提供	<p>(1) 上場会社 必要書類は、以下のいずれかの場合には株主総会において提出されたものとみなされる。</p> <p>(a) 株主総会招集通知とともに、下欄 8.に定める方法によって送付され、又は公表されること (b) 株主総会招集通知とともに通知された URL 又は当該上場会社のウェブサイトで公表されること</p> <p>(2) 非上場会社 必要書類は、株主総会招集通知とともに送付された場合には株主総会において提出されたものとみなされる。</p>

番号	項目	代替措置
8.	株主総会の招集通知 ⁴	<p>(1) 上場会社 会社は、遅くとも 14 日前までに書面による通知⁵を以下の場所で公開することにより⁶、株主総会を招集することができる。</p> <p>(a) SGXNET (b) (可能であれば)当該上場会社のホームページ</p> <p>(2) 非上場会社 会社は、電子的手段⁷によって株主総会招集通知を送付することができる。通知の内容について、以下の点に留意が必要である。</p> <p>(a) 株主総会に電子的にアクセスできる方法(株主総会がオンラインで開催される場合、その URL を含む)を記載しなければならない。</p> <p>(b) 株主総会において議決権を行使することのできる株主が議長を議決権行使の代理人として選任する方法について記載しなければならない。</p> <p>(c) 株主が株主総会で質問することを希望する事項を議長に送付する方法について記載しなければならない。</p> <p>(d) 株主総会に関連するその他の文書を添付することもできる。</p>

2.4 なお、管理期間中の会社等における株主総会等の実施に関し、ACRA、シンガポール金融庁(Monetary Authority of Singapore)及び SGX Regco により、チェックリストが作成されています。<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/News/Media-Releases/2020/AnnexAdditional-Guidance-on-the-Conduct-of-General-Meetings-During-Elevated-Safe-Distancing-PeriodFi.pdf> をご参照下さい。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp



よしもと ともろう
吉本 智郎

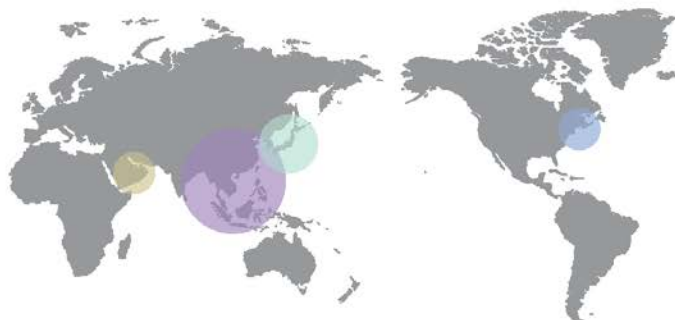
西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所
t.yoshimoto@jurists.co.jp

⁴ 株主総会を招集又は延期するための通知は、当該株主総会の少なくとも 14 日(上場会社等の公開会社(public company)において特別決議が提案されている場合は 21 日)前に、株主に送付する必要がある点に留意が必要です。

⁵ 但し、上場会社は、遅くとも 21 日前までに通知を行うことが強く推奨されます。また、この 14 日間という通知期間は、会社法の特別決議に求められる期間(21 日間)には適用されない点に留意が必要です。

⁶ なお、上場会社の株主総会の招集通知は、会社法第 387A 条に従い、電子通信を使用して送達することもできます。

⁷ 招集通知が、株主の全員に対し、電子メールで、会社に対して通知されたメールアドレス宛に送信され、かつ(可能であれば)会社のウェブサイトで公表される場合に、電子的手段で送信されたこととなります。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。